

# 特別児童扶養手当 制度のしおり

(令和6年度版)



特別児童扶養手当は、  
身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している  
父や母、あるいは父母にかわって  
その児童を養育している方に  
児童の福祉の増進を図ることを目的として  
支給される手当です。

## 1. 特別児童扶養手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、20歳未満の、身体または精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）あるいは父母にかわってその児童を養育する（児童と同居し、監護し、生計を維持する）方です。

ただし、次の場合は受給することができません。

- ① 手当を受けようとする方や対象となる児童が日本に住んでいないとき。
- ② 児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき。
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき。

## 2. 特別児童扶養手当の手続き（請求）

手当は、受給資格認定を受けた後、請求日の属する月の翌月分から支給されます。お住まいの市町村役場の担当窓口で速やかに手続きをしてください。

### 【手続きに必要なもの】

（必要書類が全て揃わないと、受付できません。）

- ① 特別児童扶養手当認定請求書（市町村役場の窓口にあります。）
- ② 請求者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本  
※発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
- ③ 児童の障害の程度について医師の診断書（所定の様式によるもの）  
※発行後3ヶ月以内のものを提出してください。  
※療育手帳（判定A）や身体障害者手帳（1・2・3級及び一部の下肢障害4級。  
ただし、視野障害・内部障害を除く）を取得している方は、これをもって診断書にかえることが可能な場合がありますので、担当窓口でおたずねください。  
また、身体障害者手帳の写しによる認定において、手帳に記載のある障害が複数ある場合は手帳作成時に用いた診断書の写しを提出いただく場合があります。  
（例）身体障害者手帳に記載のある障害が上肢障害、下肢障害、機能障害の3種類ある場合
- ④ 特別児童扶養手当振込先口座申出書（金融機関での証明印の押印か通帳の写しの添付が必要です。）
- ⑤ 請求者等の個人番号の記載と、これに伴う本人確認が必要です。
- ⑥ その他の必要な書類については、担当窓口でおたずねください。

## 3. 特別児童扶養手当の額及び所得制限

### (1) 手当の額について

手当の額は児童の障害の程度に応じて決まります。[令和6年4月改正]

障害程度	手当の額（児童1人あたりの月額）
1級	55,350円
2級	36,860円

### (2) 所得制限について

請求者（本人）又は配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母・兄弟姉妹など）に次頁の所得制限限度額表の扶養親族等の数に応じた金額以上の所得がある場合は、受給資格があっても手当は支給されません。

## 【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	請求者 (本人)	配偶者 扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	扶養親族1人につき 380,000円加算	扶養親族1人につき 213,000円加算
加算額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族1人につき 100,000円</li> <li>・特定扶養親族(※)1人につき 250,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人扶養親族 (扶養親族と同数の場合は1人を除き) 1人につき 60,000円</li> </ul>

(※) 税法上の扱いとは異なります。

## 【所得の計算方法】

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額※）  
－80,000円－諸控除

※ 給与所得控除又は公的年金控除が含まれる場合は、年間収入金額からさらに10万円を差し引きます。

## 【諸控除の額】

寡婦（夫）控除	270,000円	配偶者特別控除	住民税で控除された額 (人により控除額は異なります。)
ひとり親控除	350,000円	医療費控除	
障害者控除	270,000円	雑損控除	
特別障害者控除	400,000円	小規模企業等掛金控除	
勤労学生控除	270,000円		

## 4. 手当の支給の方法

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは定時払いとして年3回（12月期、4月期、8月期）、請求者の指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

支払期	12月期	4月期	8月期
支払日	11月11日	4月11日	8月11日
支給対象月	8月～11月分	12月～3月分	4月～7月分

※12月期分のみ支払日が1ヶ月早くなります。

※支払日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

## 5. 特別児童扶養手当の認定を受けられた方の手続き

次のような場合には、お住まいの市町村役場の担当窓口で必要な手続きをしてください。必要な手続きをされていない場合には、手当が差し止められたり、手当の支給が遅れたりしますので、必ず行ってください。

なお、①・②については提出時期到来前に必要書類の提出について、市町村役場の担当課より連絡します。受給者等の個人番号記載とこれに伴う本人確認が必要な届があります。

### ①所得状況届

毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があります。(これは②の有期再認定請求とは別の必要な手続きです。)

**届を出さないと8月分以降の手当を受けることができません。また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので注意してください。**

なお、2年続けて所得が所得制限限度額表(前頁を参照してください。)に定める額以上で、支給停止となる方は提出の必要はありません。

### ②障害診断書提出届(障害程度の再認定)

障害の程度について、必要な場合は期間を定めて認定することとされています。期間を定めて認定している方は、提出期限(3月・7月・11月)までに診断書などを提出し、再認定を受ける必要があります。

**有期再認定を受けなければ、有期期限の翌月分以降の手当を受けられなくなります。**

**また、正当な理由がなく期限内に提出されない場合、再認定されても提出の翌月からの支給となります。(不支給期間の発生)**

所得状況から支給停止となっている方も診断書等の提出は必要です。

#### 【有期再認定による手当額の改定・喪失時期について】

障害程度が**軽くなった場合(減額または資格喪失)**、診断書作成日の翌月から手当額が下がります。

非該当の場合は、診断書作成日が資格喪失日になります。

(再認定の前に有期期限までの支払いが完了していた場合、返還していただくこととなります。)

障害程度が**重くなった場合(増額)**、診断書を提出された月の翌月から、手当額が上がります。

#### 【手帳を用いた有期再認定について】

以下のいずれかの手帳をお持ちの場合、手帳の写しの提出をもって診断書の提出を省略できる場合があります。詳しくは市町村窓口でおたずねください。

《療育手帳》 A (A1, A2)

《身体障害者手帳》 1・2・3級、一部の下肢障害4級  
(視野障害、心疾患・腎疾患などの内部障害を除く)

### ③資格喪失届

次のような場合は、手当の資格がなくなりますので速やかに手続きをしてください。届出をしないで手当を受けていますと受給資格のなくなった月の翌月分から受給していた手当は全額返還していただくことになります。

#### 【資格喪失の要件】

- ・あなたが、児童を**監護又は養育しなくなった**とき。
- ・児童が、**児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所した**とき。
- ・あなたや児童が、**亡くなった**とき。
- ・あなたや児童が、**日本国内に住所を有しなくなった**とき。
- ・児童が、**障害を支給事由とする公的年金を受けることができる**とき。
- ・児童の障害の程度が法に定める**障害の程度に該当しなくなった**とき。

### ④額改定請求書・額改定届

手当の支給対象となる児童の数が変動した場合や、対象児童の障害程度の変動があった場合（例：療育手帳「判定B」→「判定A」、療育手帳・身体障害者手帳を**新たに取得、再認定を受けた、障害種別が増えた**）には手当額が変わることがありますので届け出てください。

手当額が増額される場合は請求の翌月分から、減額される場合は、その事由が発生した翌月分から（届出の翌月ではありません。）となりますので、手続きが遅れないようご注意ください。

### ⑤その他の届

#### ◇氏名変更届

あなたや児童の氏名が変わったとき

#### ◇支給停止関係発生・消滅届

あなたが、所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき  
または、所得申告の修正、更正をしたとき

#### ◇住所変更届

住所を変更したとき

県内、県外を問わず、必ず元の住所地の市町村と新しい住所地の市町村の両方の特別児童扶養手当窓口で手続きしてください。

#### ◇金融機関変更届

手当を受け取る金融機関を変更したいとき

金融機関の変更は、支給月の前月では対応できない場合がありますので、ご注意ください。

## 資料1 . 児童の障害の程度について

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級とします。各級の障害の程度は、次のように定められています。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3）

1 級	1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

## 資料2 . 児童の障害の状態について

### (1) 障害の状態とは

特別児童扶養手当の対象となる障害は、下記の「障害の状態」にあることが前提となります。

そして、[資料1 児童の障害の程度について]に該当する程度の障害があるかどうかを判断し受給の有無を決定します。

#### 「障害の状態」

障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態のことをいいます。

① 「**傷病がなおった状態**」とは、器質的欠損もしくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱うこととなっています。

② 「**症状が固定した状態**」とは

ア 症状が安定するかもしくは回復する可能性が少なくなった状態

イ 傷病にかかわりなく障害の状態が固定した状態

ウ 慢性疾患等で障害原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなった状態

のいずれかの場合を「固定した状態」として取り扱うこととなっています。

### (2) 障害の認定について

内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととなっています。

なお、資料1 [1級9以下・2級15以下]の内容は以下のとおりです。

① 「**日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度**」とは

身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない、又は行ってはいけない程度の状態をいいます。例えば、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床されている室内に限られる程度の状態をいいます。

② 「**日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度**」とは

他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度の状態をいいます。例えば病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる程度の状態をいいます。

# 市 町 村 担 当 窓 口 一 覧 表

名 称	電 話 番 号	住 所
奈良市 子ども育成課	0742-34-5042	二条大路南1丁目1-1
大和高田市 こども家庭課	0745-22-1101	大中 98-4
大和郡山市 子育て支援課	0743-53-1542	北郡山町 248-4
天理市 社会福祉課	0743-63-9258	川原城町 605
橿原市 こども未来課	0744-22-8984	内膳町 1-1-60
桜井市 保育教育課	0744-48-3164	粟殿 432-1
五條市 児童福祉課	0747-22-4001	岡口1丁目3-1
御所市 子育て推進課	0745-44-3494	774-1 御所市いきいきライフセンター内
生駒市 児童総務課	0743-74-1111	東新町 8-38
香芝市 児童福祉課	0745-79-7522	逢坂1丁目374-1
葛城市 子育て支援課	0745-44-3623	長尾 85
宇陀市 こども未来課	0745-82-2236	榛原下井足 17-3
山辺郡 山添村 住民福祉課	0743-85-0045	大西 151
生駒郡	平群町 こども支援課	0745-49-0264 吉新1丁目1-1
	三郷町 こども未来課	0745-43-7322 勢野西1-2-1 福祉保健センター内
	斑鳩町 子育て支援課	0745-75-1152 小吉田1-12-35
	安堵町 子ども家庭推進室	0743-57-1591 東安堵 853 福祉保健センター内
磯城郡	川西町 福祉こども課	0745-44-2631 結崎 28-1
	三宅町 健康子ども課	0745-43-3580 伴堂 848-1
	田原本町 こども未来課	0744-33-9036 890-1
宇陀郡	曾爾村 住民生活課	0745-94-2102 今井 495-1
	御杖村 保健福祉課	0745-95-2828 菅野 1581
高市郡	高取町 福祉課	0744-52-3334 観覚寺 990-1
	明日香村 住民課	0744-54-2282 橋 21
北葛城郡	上牧町 こども未来課	0745-43-5034 上牧 3245-1
	王寺町 子育て支援課	0745-73-2001 王寺2丁目1-23
	広陵町 こども課	0745-55-6820 笠 161-2
	河合町 子育て健康課	0745-57-0200 池部1丁目1-1
吉野郡	吉野町 町民税務課	0746-39-9063 上市 80-1
	大淀町 健康こども課	0747-52-5523 桧垣本 2090
	下市町 健康福祉課	0747-68-9064 下市 1960
	黒滝村 保健福祉課	0747-62-2031 寺戸 77
	天川村 健康福祉課	0747-63-9110 南日裏 200
	野迫川村 住民課	0747-37-2101 北股 84
	十津川村 福祉事務所	0746-62-0902 小原 225-1
	下北山村 保健福祉課	07468-6-0015 浦向 375
	上北山村 住民課	07468-3-0223 河合 330
	川上村 健康福祉課	0746-52-0111 迫 1335-7
東吉野村 住民福祉課	0746-42-0441 小川 99	



このしおりに書かれている特別児童扶養手当制度や手当認定後の手続きなど、内容に不明な点があれば、奈良県庁こども保育課またはお住まいの市町村役場にお問い合わせください。

**奈良県 地域創造部 こども・女性局**  
**こども保育課 放課後児童・手当係**

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 直通電話 0742(27)8606